資料６

令和５年３月１４日までの
個人情報取扱事務届出書（報告）

【久喜市個人情報保護条例第８条第１項及び第３項】

１　実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人が検索し得る形で個人情報が記録された公文書又は磁気テープ等を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
一～六　省略

３　市長は、第１項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

実　施　機　関	届　出　件　数				
	開　始	廃　止	変　更	目的外利用	外部提供
市　長	２		１３	１	
教育委員会					
選挙管理委員会					
公平委員会					
監査委員					
農業委員会					
固定資産評価審査委員会					
議　会					
合　　計	２		１３	１	

令和5年3月14日までの個人情報取扱事務届出書

番号	担当課	届出日	届出内容	届出番号	個人情報取扱事務の名称
1	子ども未来課 子ども・青少年係	令和4年7月4日	変更	子―008	【共通事務】要保護児童等対策事務
2	国民健康保険課 保険税係	令和4年12月2日	変更	国―014	後期高齢者医療保険料還付事務
3	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―024	【共通事務】療養費支給事務
4	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―025	【共通事務】特別療養費支給事務
5	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―026	食事療養費差額支給事務
6	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―027	【共通事務】高額療養費支給事務
7	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―040	【共通事務】出産育児一時金支給事務
8	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―041	【共通事務】葬祭費支給事務
9	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―044	【共通事務】後期高齢者医療給付事務
10	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―045	【共通事務】高額介護合算療養費支給事務
11	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―059	国民健康保険新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給事務
12	国民健康保険課 給付係	令和4年12月2日	変更	国―060	後期高齢者医療新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給事務
13	生涯学習課 生涯学習係	令和4年12月12日	変更	教生―027	二十歳の成人式事務
14	中央保健センター 母子保健係	令和4年12月26日	新規	保―039	久喜市妊婦応援給付金事業
15	生活支援課 第1係　第2係　第3係	令和4年12月26日	目的外利用	援―009	生活保護決定事務
16	中央保健センター	令和5年2月22日	新規	保―040	久喜市出産・子育て応援事業

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

<table>
<tr><td colspan="2">届出番号</td><td>子ー００８</td><td>届出年月日</td><td>令和４年７月４日</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出の区分</td><td colspan="3">☑ 変更　　□ 廃止</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報取扱事務の名称</td><td colspan="3">【共通事務】要保護児童等対策事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更・廃止の理由</td><td colspan="3">これまで上記事務を行うにあたり、書面で個人情報の取扱いをしていましたが、新たに要保護児童等管理システムを導入することに伴い、システム上でも個人情報を取扱うことになったことから、「個人情報の記録の形態」及び「保有個人情報の電子計算機処理方法」について変更が生じるため届出を行うものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td colspan="2">変更前</td><td colspan="2">変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜個人情報の記録の形態＞
☑ 文書　□ 図画　□ 写真　□ フィルム
□電磁的記録（　　）

＜保有個人情報の電子計算機処理＞
☑ 無</td><td colspan="2">＜個人情報の記録の形態＞
☑ 文書　□ 図画　□ 写真　□ フィルム
☑電磁的記録（要保護児童等管理システム）
＜保有個人情報の電子計算機処理＞
☑ 有
└ オンライン結合
☑ 有　□ 無
結合の相手先（(株) アイネス　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更・廃止の年月日</td><td colspan="3">令和４年７月５日</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務の所管課</td><td colspan="3">子ども未来課　子ども・青少年係</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

2

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国 ― 014	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑ 変更　　□ 廃止		
個人情報取扱事務の名称	後期高齢者医療保険料還付事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険における保険料の還付事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 後期高齢者医療保険料の還付対象者へ通知及び還付をするため ・埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第１６条	＜個人情報取扱事務の目的＞ 後期高齢者医療保険料の還付対象者へ通知及び還付をするため ・埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第１６条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑ 本人以外からの収集 □ 本人同意 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑ 本人以外からの収集 ☑ 本人同意 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜個人情報の記録の項目＞ □ 識別番号 □ 取引状況	＜個人情報の記録の項目＞ ☑ 識別番号 ☑ 取引状況

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課保険税係
備　　考	

3

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　－　０２４	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑　変更　　□　廃止		
個人情報取扱事務の名称	【共通事務】療養費支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険療養費支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 療養費を支給するため ・国民健康保険法第５４条	＜個人情報取扱事務の目的＞ 療養費を支給するため ・国民健康保険法第５４条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ □　本人以外からの収集 □　本人同意 □　法令等 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 ☑　本人同意 ☑　法令等 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ □　有 オンライン結合　□有　□無 ☑　無	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ ☑　有 オンライン結合　□有　☑無 □　無

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

4

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　―　０２５	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑ 変更　　□ 廃止		
個人情報取扱事務の名称	【共通事務】特別療養費支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険特別療養費支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 特別療養費を支給するため ・国民健康保険法第５４条の３	＜個人情報取扱事務の目的＞ 特別療養費を支給するため ・国民健康保険法第５４条の３ ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ □ 本人以外からの収集 □ 本人同意 □ 法令等 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑ 本人以外からの収集 ☑ 本人同意 ☑ 法令等 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ □ 有 オンライン結合　□有　□無 ☑ 無	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ ☑ 有 オンライン結合　□有　☑無 □ 無

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

5

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　－　０２６	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑ 変更　　□ 廃止		
個人情報取扱事務の名称	食事療養費差額支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険食事療養費差額支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 食事療養費の差額を支給するため ・国民健康保険法　第５２条	＜個人情報取扱事務の目的＞ 食事療養費の差額を支給するため ・国民健康保険法　第５２条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑ 本人以外からの収集 □ 本人同意 □ 法令等 収集先（埼玉県国保連合会）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑ 本人以外からの収集 ☑ 本人同意 ☑ 法令等 収集先（埼玉県国保連合会、内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ □ 有 オンライン結合　□有　□無 ☑ 無	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ ☑ 有 オンライン結合　□有　☑無 □ 無

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

6

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　―　０２７	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑　変更　　□　廃止		
個人情報取扱事務の名称	【共通事務】高額療養費支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険高額療養費支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 高額療養費を支給するため ・国民健康保険法　第５７条の２	＜個人情報取扱事務の目的＞ 高額療養費を支給するため ・国民健康保険法　第５７条の２ ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ □　本人以外からの収集 □　本人同意 □　法令等 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 ☑　本人同意 ☑　法令等 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ □　有 オンライン結合　□有　□無 ☑　無	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ ☑　有 オンライン結合　□有　☑無 □　無

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　－　０４０	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑ 変更　　□ 廃止		
個人情報取扱事務の名称	【共通事務】出産育児一時金支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険出産育児一時金支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 出産育児一時金を支給するため ・国民健康保険法　第５８条 ・久喜市国民健康保険条例　第６条	＜個人情報取扱事務の目的＞ 出産育児一時金を支給するため ・国民健康保険法　第５８条 ・久喜市国民健康保険条例　第６条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ □　本人以外からの収集 □　本人同意 □　法令等 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 ☑　本人同意 ☑　法令等 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜個人情報の記録の形態＞ □　電磁的記録（　　）	＜個人情報の記録の形態＞ ☑　電磁的記録（庁内サーバー）
	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ □　有 オンライン結合　□有　□無 ☑　無	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ ☑　有 オンライン結合　□有　☑無 □　無

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

8

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　―　０４１	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑ 変更　　□ 廃止		
個人情報取扱事務の名称	【共通事務】葬祭費支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険葬祭費支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 葬祭費を支給するため ・国民健康保険法　第５８条 ・久喜市国民健康保険条例　第７条 ・後期高齢者医療に関する条例 第２条	＜個人情報取扱事務の目的＞ 葬祭費を支給するため ・国民健康保険法　第５８条 ・久喜市国民健康保険条例　第７条 ・後期高齢者医療に関する条例 第２条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ □　本人以外からの収集 □　本人同意 □　法令等 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 ☑　本人同意 ☑　法令等 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜個人情報の記録の形態＞ □　電磁的記録（　　）	＜個人情報の記録の形態＞ ☑　電磁的記録（庁内サーバー）
	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ □　有 オンライン結合　□有　□無 ☑　無	＜保有個人情報の電子計算機処理＞ ☑　有 オンライン結合　□有　☑無 □　無

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　－　０４４	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑　変更　　□　廃止		
個人情報取扱事務の名称	【共通事務】後期高齢者医療給付事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、後期高齢者医療給付事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 後期高齢者医療制度運営にあたり、給付事務を行うため ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令第２条	＜個人情報取扱事務の目的＞ 後期高齢者医療制度運営にあたり、給付事務を行うため ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令第２条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ □　本人以外からの収集 □　本人同意 □　法令等 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 ☑　本人同意 ☑　法令等 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　－　０４５	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑　変更　　□　廃止		
個人情報取扱事務の名称	【共通事務】高額介護合算療養費支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険高額介護合算療養費支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 高額介護合算療養費を支給するため ・国民健康保険法　第５７条の３ ・国民健康保険法施行規則　第２７条の２６ ・高齢者の医療の確保に関する法律第８５条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則　第７１条	＜個人情報取扱事務の目的＞ 高額介護合算療養費を支給するため ・国民健康保険法　第５７条の３ ・国民健康保険法施行規則　第２７条の２６ ・高齢者の医療の確保に関する法律第８５条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則　第７１条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 □　本人同意 □　法令等 収集先（国保連合会）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 ☑　本人同意 ☑　法令等 収集先（国保連合会、内閣総理大臣（デジタル庁））

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　－　０５９	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑　変更　　□　廃止		
個人情報取扱事務の名称	国民健康保険新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため ・久喜市国民健康保険条例 ・久喜市国民健康保険に関する規則	＜個人情報取扱事務の目的＞ 国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため ・久喜市国民健康保険条例 ・久喜市国民健康保険に関する規則 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ □　本人以外からの収集 □　本人同意 □　法令等 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 ☑　本人同意 ☑　法令等 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜個人情報の記録の形態＞ □　電磁的記録（　　）	＜個人情報の記録の形態＞ ☑　電磁的記録（庁内サーバー）
	＜個人情報の記録の項目＞ □　個人識別符号	＜個人情報の記録の項目＞ ☑　個人識別符号

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	国　－　０６０	届出年月日	令和４年１２月　２日
届出の区分	☑ 変更　　□ 廃止		
個人情報取扱事務の名称	後期高齢者医療新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給事務		
変更・廃止の理由	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴い、後期高齢者医療新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給事務において、振込先の口座として公金受取口座の情報を活用するため。		

変更内容	変更前	変更後
	＜個人情報取扱事務の目的＞ 後期高齢者医療において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため ・久喜市後期高齢者医療に関する条例	＜個人情報取扱事務の目的＞ 後期高齢者医療において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため ・久喜市後期高齢者医療に関する条例 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第９条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第１条、第９条
	＜個人情報の主な収集等の方法＞ □　本人以外からの収集 □　本人同意 □　法令等 収集先（　　）	＜個人情報の主な収集等の方法＞ ☑　本人以外からの収集 ☑　本人同意 ☑　法令等 収集先（内閣総理大臣（デジタル庁））
	＜個人情報の記録の形態＞ □　電磁的記録（　　）	＜個人情報の記録の形態＞ ☑　電磁的記録（庁内サーバー）
	＜個人情報の記録の項目＞ □　個人識別符号	＜個人情報の記録の項目＞ ☑　個人識別符号

変更・廃止の年月日	令和４年１２月　５日
事務の所管課	国民健康保険課給付係
備　　考	

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

届出番号	教生 ― ０２７	届出年月日	令和４年１２月１２日
届出の区分	☑ 変更　　□ 廃止		
個人情報取扱事務の名称	二十歳の成人式事務		
変更・廃止の理由	民法の成年年齢の引き下げによる変更 ①「個人情報取扱事務の名称」の変更 ②「個人情報取扱事務の目的」の変更 ③「個人情報の収集対象者」の変更 ④「個人情報の主な収集等の方法」の変更 ⑤「個人情報が記録されている公文書の主な個別フォルダーの名称」の変更		

変更内容	変更前	変更後
	①「個人情報取扱事務の名称」 成人式事務 ②「個人情報取扱事務の目的」 成人式を開催するにあたり新成人に案内状を送付するため。 ③「個人情報の収集対象者」 新成人者 ④「個人情報の主な収集等の方法」 □ 法令等 収集先（株式会社アイネス） ⑤「個人情報が記録されている公文書の主な個別フォルダーの名称」 成人式電算業務	①「個人情報取扱事務の名称」 二十歳の成人式事務 ②「個人情報取扱事務の目的」 二十歳の成人式を開催するにあたり対象者に案内状を送付するため。 ③「個人情報の収集対象者」 当該年度に二十歳になる方 ④「個人情報の主な収集等の方法」 ☑ 法令等 収集先（株式会社アイネス、市民課（総合窓口）） ⑤「個人情報が記録されている公文書の主な個別フォルダーの名称」 成人式一般

変更の年月日	令和４年１２月１３日
事務の所管課	生涯学習課生涯学習係
備　　考	

様式第1号（第4条関係）

14

（表）

個人情報取扱事務届出書

令和４年１２月２６日届出

実施機関名	市長	届出番号	保 ― ０３９
事務の所管課	中央保健センター 母子保健係	事務の開始年月日	令和５年　１月　１日
個人情報取扱事務の名称	久喜市妊婦応援給付金事業		
個人情報取扱事務の目的（裏面の「個人情報の記録の項目」にチェックした個人情報の利用目的を記入。根拠法令があれば法令名も記入）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、光熱水費や食料品の価格高騰による負担増を踏まえ、特に妊婦の方を支援する観点から「久喜市妊婦応援給付金」を妊婦の方に対して支給するため。 根拠法令：久喜市妊婦応援給付金支給事業実施要綱 （利用する個人情報等） ・住基情報 ・DVによる避難支援者情報		
個人情報の収集対象者	支給対象者　申請者とその家族　妊婦応援給付金 ※令和４年４月１日から令和５年３月３１日に妊娠している妊婦 妊娠届等を提出している妊婦		
個人情報の主な収集等の方法	☑ 本人 ☐ 本人以外からの収集 ☐ 本人同意　☐ 法令等　☐ 出版報道　☐ 争訟・選考等 ☐ 国等　☐ 本人収集不可　☐ 緊急性　☐ 審議会 収集先（　　） ☑ 目的外利用による収集 収集先（　生活支援課　）		
個人情報の記録の形態	☑ 文書　☐ 図画　☐ 写真　☐ フィルム ☑ 電磁的記録（　健康かるてシステム　）		
保有個人情報の電子計算機処理	☑ 有 └ オンライン結合　☐ 有　☑ 無 結合の相手先（ WebRings庁内サーバー ） ☐ 無		
保有個人情報の目的外利用・外部提供等	☑ 所管課のみの利用 ☐ 他課での目的外利用 利用課名（　　） ☐ 実施機関以外への提供 提供先（　　） 提供の内容（　　）		
備考			

（注）　☐のある欄は、該当する☐内に「レ」印を記入してください。

(裏)

個人情報の記録の項目		
基本的事項	財産・収入	社会生活等
☑ 個人識別符号 ☑ 氏名 ☑ 性別 ☑ 生年月日、年齢 ☑ 本籍、国籍 ☑ 住所 ☑ 電話番号	□ 財産、収入 □ 納税状況 □ 公的扶助 □ 取引状況	□ 職業、職歴 □ 学業、学歴 □ 資格 □ 賞罰 □ 成績、評価 □ 職業上の地位 □ 趣味
心身の状況	要配慮個人情報	その他の事項
□ 健康状態 □ 身体状況	□ 人種　□ 信条 □ 社会的身分　□ 病歴 □ 犯罪の経歴　□ 犯罪被害 □ 障がい情報 □ 健康診断等の結果 □ その他（　　） 〈収集の根拠〉 □ 法令等　□ 審議会	□ その他（　　） （　　） （　　）
家庭状況等		
☑ 家庭状況 □ 親族関係 □ 婚姻 □ 住居状況		

個人情報が記録されている公文書の主な個別フォルダーの名称	
妊婦応援給付金事業の実施	

法令等による保有個人情報の閲覧等(参考)	□ 可（□ 閲覧　□ 縦覧　□ 写し交付 □ その他（　　）） 該当法令等の名称（　　） 該当条項　（第　条第　項　） 閲覧等の内容（　　） ☑ 否

個人情報目的外利用等届出書

実施機関名及び事務の所管課	生活支援課　第１係　第２係　第３係	
届出年月日	令和　４年　１２月　２６日	
目的外利用等の区分	☑ 目的外利用　☐ 外部提供	
目的外利用等をした個人情報取扱事務	事務の名称	生活保護決定事務
	届出番号	援　－　００９
目的外利用等の期間	令和　５年　１月　１日　～　令和　５　年　３　月　３１日	
目的外利用等をした理由	中央保健センターの久喜市妊婦応援給付事業は、妊婦の方を対象とすることから、住基支援を必要とする方が生活支援課所管の久喜市に住民登録がなく生活保護の決定をした情報を必要とするため。	
目的外利用等をした保有個人情報の記録の項目	１　氏名	７
	２　生年月日	８
	３　住所	９
	４	１０
	５	１１
	６	１２
目的外利用等の根拠	☑ 本人同意 ☐ 法令等〔根拠法　　〕 ☐ 出版報道 ☐ 緊急性 ☐ 審議会意見	
目的外利用等の方法	☑ 閲覧　☐ 文書による通知、複写　☐ コンピュータ処理 その他（　　）	
目的外利用をした部課名又は外部提供先の名称	健康・子ども未来部　中央保健センター	
備　　考		

様式第1号(第4条関係)

16

(表)

個人情報取扱事務届出書

令和5年2月22日届出

実施機関名	市長	届出番号	保 — 040
事務の所管課	中央保健センター	事務の開始年月日	令和5年 3月 1日
個人情報取扱事務の名称	久喜市出産・子育て応援事業		
個人情報取扱事務の目的(裏面の「個人情報の記録の項目」にチェックした個人情報の利用目的を記入。根拠法令があれば法令名も記入)	国において妊娠期から出産・子育てまで一貫して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金の一体的実施事業について」(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省こども家庭局長通知)より出産・子育て応援事業が創設されました。 妊婦や子育て家庭に寄り添い、安心して出産・子育てができるように妊婦の方に対して伴走型の相談支援(出産応援ギフト)と出産後は養育者の方に対して経済的支援(子育て応援ギフト)の支給を行うため。 ・市区町村から情報を収集(二重支給の確認のため) ・医療機関から情報を収集(産婦健康診査受診状況の確認のため) ・子育て支援課から口座情報を収集(支給に必要なため) 根拠法令:久喜市出産・子育て応援事業実施要綱		
個人情報の収集対象者	支給対象者 申請者とその家族		
個人情報の主な収集等の方法	☑ 本人 ☑ 本人以外からの収集 ☑ 本人同意 □ 法令等 □ 出版報道 □ 争訟・選考等 □ 国等 □ 本人収集不可 □ 緊急性 □ 審議会 収集先(市区町村、医療機関、相談支援関係機関等) □ 目的外利用による収集 収集先( )		
個人情報の記録の形態	☑ 文書 □ 図画 □ 写真 □ フィルム ☑ 電磁的記録(健康かるてシステム)		
保有個人情報の電子計算機処理	☑ 有 └ オンライン結合 □ 有 ☑ 無 結合の相手先(庁内サーバー) □ 無		
保有個人情報の目的外利用・外部提供等	☑ 所管課のみの利用 □ 他課での目的外利用 利用課名( ) □ 実施機関以外への提供 提供先( ) 提供の内容( )		
備考			

(注) □のある欄は、該当する□内に「レ」印を記入してください。

(裏)

個人情報の記録の項目		
基本的事項	財産・収入	社会生活等
☐ 個人識別符号 ☑ 氏名 ☑ 性別 ☑ 生年月日、年齢 ☑ 本籍、国籍 ☑ 住所 ☑ 電話番号	☐ 財産、収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況	☐ 職業、職歴 ☐ 学業、学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績、評価 ☐ 職業上の地位 ☐ 趣味
心身の状況	要配慮個人情報	その他の事項
☑ 健康状態 ☐ 身体状況	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害 ☐ 障がい情報 ☐ 健康診断等の結果 ☐ その他（　　） 〈収集の根拠〉 ☐ 法令等 ☐ 審議会	☑ その他(口座情報) （　　） （　　）
家庭状況等		
☑ 家庭状況 ☑ 親族関係 ☐ 婚姻 ☐ 住居状況		

個人情報が記録されている公文書の主な個別フォルダーの名称	
通知	
支給決定通知書	
不支給決定通知書	
アンケート	

法令等による保有個人情報の閲覧等(参考)	☐ 可 (☐ 閲覧 ☐ 縦覧 ☐ 写し交付 ☐ その他(　　)) 該当法令等の名称(　　) 該当条項 (第　条第　項　　) 閲覧等の内容(　　) ☑ 否